

現場代理人及び主任技術者の重複配置について（重複配置の特例）

工事請負契約において、請負代金額が500万円以上の工事に対しては、現場代理人の常駐義務（工事請負契約約款第10条第4項）を課し、また請負代金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に対しては、建設業法の規定に則り、主任技術者の専任義務を課していますが、一定の条件を満たす工事については、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任義務に関する要件を緩和し、次のとおり現場代理人及び主任技術者の重複配置を認めることとします。

現場代理人

1 現場代理人

（1）現場代理人の重複配置を認める工事

区分	対象者	重複配置の内容
I	市内事業者	当初請負代金額が4,000万円未満の工事2件について、現場代理人を重複配置できます。
II	工事成績平均点が <u>77点以上</u> の市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者	当初請負代金額が8,000万円未満の工事と当初請負代金額が4,000万円未満の工事併せて2件について、現場代理人を重複配置できます。

* 「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。

* 複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。

（2）重複配置の条件

- ①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
- ②契約前又は現場代理人変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。
- ③必ずどちらかの工事現場に常駐すること。
- ④工事現場が「市内」であること。
- ⑤工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。

* 現場代理人の重複配置条件の取扱いは、主任技術者についても準用します。

(3) 落札候補者の取扱い

落札候補者の予定技術者届に記載された現場代理人が既に施工中工事の現場代理人に配置されていた場合は、重複配置の意思があるものとみなし、重複配置が可能と判断した案件については、落札決定とします。

従って、落札者は、契約前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出が必要になります。

(4) 優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を1件以上受けた市内事業者をいいます。

◎優良工事認定対象期間

直近3年度分を対象期間とします。

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「検査情報」

(5) その他

①重複配置の可否について

重複配置の可否については、次の例のとおりです。

例1) 当初請負代金額が400万円の工事と300万円の工事と200万円の工事(3件)

…請負代金額が500万円未満につき、常駐義務がないため、重複配置届の提出は不要(配置可)

例2) 当初請負代金額が3,800万円の工事と2,000万円の工事と400万円の工事(3件)

…請負代金額が500万円以上は常駐義務を課しているため、特例として重複配置は2件まで可能

②随意契約の取扱いについて

重複配置は、随意契約に関しても同様の取扱いになります。

(6) 現場代理人及び主任技術者重複配置届の書式について

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」

⇒「関係書類のダウンロード」

主任技術者

2 主任技術者

(1) 主任技術者の重複配置を認める工事

区分	対象者	重複配置の内容
I	工事成績平均点が <u>77点以上</u> の市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者	当初請負代金額が <u>8,000万円未滿</u> の工事と 当初請負代金額が <u>4,000万円未滿</u> の工事併せて2件 について、主任技術者を重複配置できます。

* 「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。

* 複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。

(2) 重複配置の条件

- ①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
- ②契約前又は主任技術者変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。
- ③工事現場が「市内」（2件の工事とも市内全域）であること。
- ④工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。
- ⑤重複配置する2件の工事について、建設工事の種類が同一であること。

ただし、異業種でも建設業法等に定める資格区分が同一の業種内工事は重複配置を認める。

（重複配置が認められる例）

* 一級土木施工管理技士 = 土木一式と舗装の重複配置が可能

* 一級管工事施工管理技士 = 管工事のみ重複配置が可能。

（重複配置が認められない例）

* 一級土木施工管理技士と一級建築施工管理技士の資格所有 … 土木一式と建築一式の重複配置不可

* 土木一式と舗装の実務経験による資格所有 … 土木一式と舗装の重複配置不可

- ⑥監理技術者の配置条件でないこと。
- ⑦重複配置する2件の工事が、①～⑥にすべて該当すること。

(3) 落札候補者の取扱い

落札候補者の予定技術者届に記載された主任技術者が既に施工中工事の主任技術者に配置されていた場合は、重複配置の意思があるものとみなし、重複配置が可能と判断した案件については、落札決定とします。

従って、落札者は、契約前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出が必要になります。

(4) 優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を1件以上受けた市内事業者をいいます。

◎優良工事認定対象期間

直近3年度分を対象期間とします。

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「検査情報」

(5) その他

①重複配置の可否について

重複配置の可否については、次の例のとおりです。

例1) 当初請負代金額が 3,000万円の工事と 2,500万円の工事と 2,000万円の工事 (3件)

…請負代金額が 4,000万円未満につき、専任義務がないため、重複配置届の提出は不要 (配置可)

例2) 当初請負代金額が 7,000万円の工事と 3,800万円の工事と 2,000万円の工事 (3件)

…請負代金額が 4,000万円以上は専任義務を課しているため、特例として重複配置は2件まで可能

②随意契約の取扱いについて

重複配置は、随意契約に関しても同様の取扱いになります。

(7) 現場代理人及び主任技術者重複配置届の書式について

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」

→「関係書類のダウンロード」

重複配置早見表①

●新規に落札した工事請負代金額を A とし、手持ち工事の請負代金額を B としたとき

A 新規に落札した工事請負代金額		
500万円未満		
B 手持ち工事	現場代理人	主任技術者
請負代金額 500万円未満	重複配置が可能です。 (重複配置届の提出は不要)	重複配置が可能です。 (重複配置届の提出は不要)
請負代金額 500万円以上 4,000万円未満	<u>特例「1(1)区分Ⅰ・Ⅱ」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です。	重複配置が可能です。 (重複配置届の提出は不要)
請負代金額 4,000万円以上 8,000万円未満	<u>特例「1(1)区分Ⅱ」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です。	<u>特例「2(1)区分Ⅰ」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です

* 標記の表は、「手持ち工事の現場代理人及び主任技術者」並びに「新規に落札した工事の現場代理人及び主任技術者」が、すべて同一人物である場合とします。

重複配置早見表②

●新規に落札した工事請負代金額を A とし、手持ち工事の請負代金額を B としたとき

A 新規に落札した工事請負代金額		
500万円以上4,000万円未満		
B 手持ち工事	現場代理人	主任技術者
請負代金額 500万円未満	<u>特例「1(1)区分I・II」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です。	重複配置が可能です。 (重複配置届の提出は不要)
請負代金額 500万円以上 4,000万円未満	<u>特例「1(1)区分I・II」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です。	重複配置が可能です。 (重複配置届の提出は不要)
請負代金額 4,000万円以上 8,000万円未満	<u>特例「1(1)区分II」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です。	<u>特例「2(1)区分I」 の対象者のみ</u> 重複配置が可能です

* 標記の表は、「手持ち工事の現場代理人及び主任技術者」並びに「新規に落札した工事の現場代理人及び主任技術者」が、すべて同一人物である場合とします。

重複配置早見表③

●新規に落札した工事請負代金額を A とし、手持ち工事の請負代金額を B としたとき

A 新規に落札した工事請負代金額		
4,000万円以上8,000万円未満		
B 手持ち工事	現場代理人	主任技術者
請負代金額 500万円未満	<u>特例「1(1)区分Ⅱ」</u> の対象者のみ重複配置が可能です。	<u>特例「2(1)区分Ⅰ」</u> の対象者のみ重複配置が可能です
請負代金額 500万円以上 4,000万円未満	<u>特例「1(1)区分Ⅱ」</u> の対象者のみ重複配置が可能です。	<u>特例「2(1)区分Ⅰ」</u> の対象者のみ重複配置が可能です
請負代金額 4,000万円以上 8,000万円未満	重複配置ができません。	重複配置ができません。

* 標記の表は、「手持ち工事の現場代理人及び主任技術者」並びに「新規に落札した工事の現場代理人及び主任技術者」が、すべて同一人物である場合とします。

平成23年 4月 1日改正
 平成26年 4月 1日改正
 平成28年 4月 1日改正
 平成30年 4月 1日改正
 平成31年 4月 1日改正
 令和3年 4月 1日改正
 令和5年 1月 1日改正
 令和6年 4月 1日改正